

2013年2月28日

今冬期の新潟県における大雪にかかる災害救助法適用地域にお住まいの ご契約者様へ

このたびの大雪により被害を受けられました皆様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、今冬期の新潟県における大雪により災害救助法が適用された地域(※1)のご契約者様に、保険料払込猶予期間の延長(※2)をさせていただきます。

保険料払込猶予期間の延長をご希望のご契約者様は、弊社お客様サービスセンターまでご連絡くださいますようお願い申し上げます。

※1 厚生労働省より発表された、災害救助法適用状況は以下のとおりです。

【法適用日】

平成25年2月22日、2月25日

【適用市町村】

新潟県長岡市

新潟県柏崎市

新潟県小千谷市

新潟県十日町市

新潟県上越市

新潟県魚沼市

新潟県南魚沼市

新潟県東蒲原郡阿賀町

新潟県妙高市

※2 保険料払込猶予期間の延長：約款等に定めのある保険料払込猶予期間の規定については適用せず、保険料払込猶予期間を延長いたします。

お客様サービスセンター

0120-431-909 受付時間:9:00-18:00(土日祝日は資料請求受付専用)